

「『暮らし』の再建」に向けた当面の課題と取組

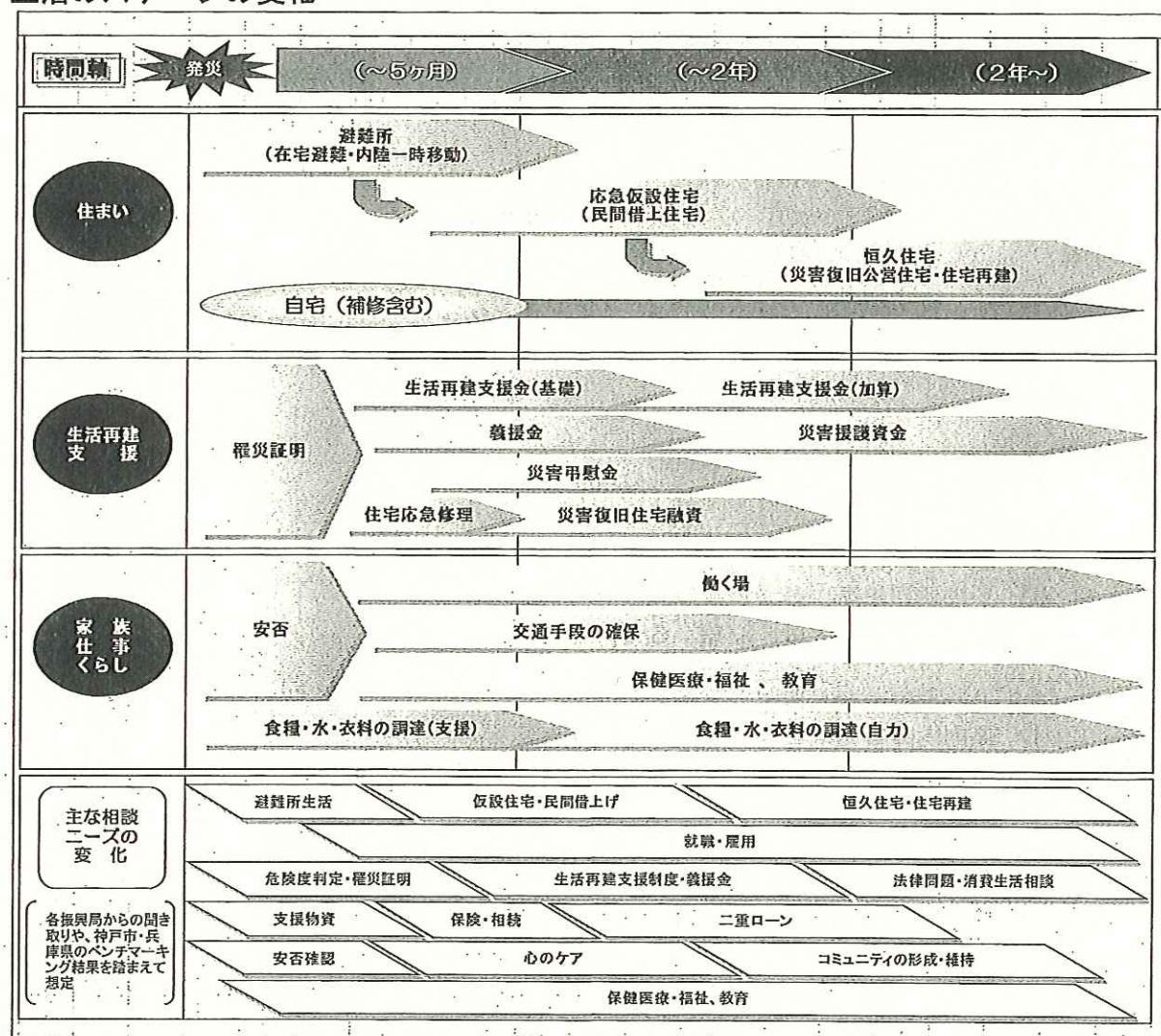
平成23年11月11日 岩手県復興局

未曾有の被害をもたらした東日本大震災津波から7か月が経過しました。

復旧から復興に向けて、様々な課題を抱えている中で、時間の経過に伴い、被災者の皆さんのがニーズが変化し、そのステージに応じて求められる取組みを的確に行っていくことが、暮らしの再建につながるものです。

岩手県では、市町村をはじめ、関係団体、NPO等と連携し、きめ細かい支援を行って参ります。

生活のステージの変化



平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波の発生に伴う被害状況

1 地震の概要

項目	東北地方太平洋沖地震	宮城県沖を震源とする地震(最大余震)
発生日時	平成23年3月11日(金)14時46分頃	平成23年4月7日(木)23時32分頃
震央地名	三陸沖	宮城県沖
震源の緯度、経度、深さ	北緯38° 06.2' 東経142° 51.6' 24km	北緯38° 12.2' 東経141° 55.2' 66km
規模(マグニチュード)	9.0 (モーメントマグニチュード)	7.1 (暫定値)
本県の最大震度	震度6弱: 大船渡市、釜石市、滝沢村、矢巾町、花巻市、一関市、奥州市	震度6弱: 大船渡市、釜石市、矢巾町、一関市、平泉町、奥州市
津波の最大波	宮古 11日15時26分 8.5m以上 釜石 11日15時21分 4.2m以上 大船渡 11日15時18分 8.0m以上 久慈港 8.6m (推定)	—

2 被害の状況(平成23年11月4日現在)

- (1) 人的被害 死者 4,665名
行方不明者 1,428名
〔うち、死亡届の受理件数 1,224件〕
負傷者 188名
- (2) 建物被害(全壊、半壊) 24,721棟

3 避難の状況(平成23年11月4日現在)

全ての避難所が、10月7日をもって解消された。

(参考1) 発災以降

- ① 県内避難場所の最大は、3/19 399箇所
② 避難者数の最大は、3/13 54,429名

(参考2) 全国避難者情報システムへ登録している被災者(平成23年11月1日現在)

- ① 県内内陸親類宅等 2,866名
② 他都道府県 1,598名

4 ライフラインの状況

- (1) 停電 復旧完了(5/28)
(2) ガス供給停止 供給停止なし(※家屋倒壊等が確認された箇所を除く。)
(3) 断水 復旧完了(7/12)
(4) 電話不通 サービス中断中の通信ビルなし(※ただし、加入者宅と通信ビル間の回線中断等により、利用できない場合あり。)

○内陸市町村の支援活動

○内陸市町村による被災者支援のための拠点設置等

内陸市町村では、沿岸被災地への支援活動、受け入れ被災者への支援を実施している。

主な取り組みは以下のとおり。

- ・ 盛岡市

相談窓口、情報発信、被災者交流拠点として7月11日「もりおか復興支援センター」を開設。

- ・ 北上市

相談窓口、情報発信、被災者交流拠点として9月1日に「きたかみ復興ステーション」を開設。

- ・ 遠野市

後方支援活動に係る情報の共有・連携調整を図り、効果的な支援に向けて協議する「遠野市後方支援連携調整会議」を7月27日に設置。

- ・ 一関市

一関市・平泉町・藤沢町による合同支援本部を立上げるとともに、相談対応や情報発信等の被災者支援を実施。また、宮城県・気仙沼市からの要請に基づき応急仮設住宅建設用地を提供している。

○各市町村への派遣決定者数

168人（11月1日現在）

【内訳】

官古市（4人）、大船渡市（21人）、久慈市（2人）、陸前高田市（60人）、釜石市（14人）
大槌町（38人）、山田町（17人）、岩泉町（2人）、田野畑村（5人）、野田村（5人）

○ 被災者に対する現金給付の制度について

		義援金（国・県）	被災者生活再建支援金	災害弔慰金・災害障害見舞金
根拠法		なし	被災者生活再建支援法	災害弔慰金支給法
目的		被災者の生活支援	被災者の生活支援、住宅再建等の支援	生活の安定に資する遺族への弔慰金等の支給
交付内容	死亡又は行方不明者 ※3か月間行方不明者を死亡と推定	<p><支給額> 1人あたり ・遺族 144.7万円</p> <p><交付を受ける者> 遺族(配偶者、子、父母、孫及び祖父母のいずれか。これによりがたい場合、同じく生計をともにする兄弟姉妹、同じく三親等内の親族又は葬祭を行った親族)</p>	—	<p><支給額></p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯生計維持者 500万円 ・その他 1人あたり250万円 <p><交付を受ける者> 遺族(配偶者、子、父母、孫及び祖父母)</p>
	重い障がいを受けた者	—	—	<p><支給額></p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯生計維持者250万円 ・その他 1人あたり125万円 <p><交付を受ける者> 重い障がいを受けた本人</p>
	住家被害	<p><支給額></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全壊、全焼(1戸あたり) 144.7万円 ・半壊、半焼(1戸あたり) 85万円 ・全半壊した福祉施設の入所者(1人あたり) 104.4万円(全壊) 52.7万円(半壊) <p><交付を受ける者> 世帯主(1戸の住宅に複数の世帯が存在するときは代表の1世帯主。ただし、各世帯が各自に住民登録している場合は、例外的に各世帯主に交付)</p>	<p><支給額> 単身世帯は下記金額に3/4を乗じる (基礎支援金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全壊 100万円 <p>※ やむを得ない事由による半壊解体含む</p> <p><支給額> 大規模半壊 50万円 (加算支援金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設、購入 200万円 ・補修 100万円 ・賃借 50万円 <p><交付を受ける者> 世帯主</p>	—
財源	一般からの寄贈 10/10	※国の第2次補正予算で、国8/10、残り2/10都道府県負担分について特別交付税措置	国1/2、県1/4、市町村1/4 (地方負担分は交付税措置)	
交付見込額	<p><金額> 10/28現在 第1次配分額 148億8,946万円 第2次配分額 290億7,779万4千円</p>	<p><基礎支援金推計値> 195億5,000万円</p> <p>※災対本部発表の家屋倒壊数から推計</p>	<p><弔慰金> 250億円(6,666件)</p> <p>※死者数等の増加に伴い増額</p> <p><障害見舞金> なし(被災者の状況把握により支給)</p>	

	義援金（国・県）	被災者生活再建支援金	災害弔慰金・災害障害見舞金
交付の状況	<p>◆10/28現在 (1次配分) 29,890件・133億7,171万円 (28市町村) 支給率(金額ベース)89.8%</p> <p>(2次配分) 29,882件・256億5,078万7千円 (28市町村) 支給率(金額ベース)88.2%</p>	<p>◆10/28現在 24,254件・221億6,200万円 (21市町村) 支給率(申請ベース)99.0%</p>	<p>◆10/27現在 4,484件・133億9,000万円 (23市町村) 支給率(件数ベース)67.2%</p>
申請手続き	市町村に交付申請、市町村が交付決定	市町村に交付申請、県に進達の上、国(指定委託法人(財)都道府県会館)が交付決定	申請行為不要のため市町村の調査を要する。義援金(死亡)の交付状況をもとに市町村が交付決定

○ 住まいの再構築

○応急仮設住宅（プレハブ型）の設置

<根拠>

災害救助法第23条第1項第1号

<主な入居資格>

住家が全焼、全壊又は流失した者（り災証明書で確認）

応急仮設住宅の入居（23.10.28現在）

区分	完成戸数 ① 戸	入居済戸数 ② 戸	完成戸数に対する 入居率 ②/① %	入居者数 名
陸前高田市	2,168	2,141	98.8	5,640
大船渡市	1,811	1,791	98.9	4,552
釜石市	3,164	2,852	90.1	6,432
大槌町	2,146	2,095	97.6	4,777
山田町	1,990	1,943	97.6	4,782
宮古市	2,010	1,720	85.6	3,959
岩泉町	143	125	87.4	294
田野畑村	186	176	94.6	411
野田村	213	190	89.2	503
久慈市	15	14	93.3	36
洋野町	5	5	100.0	9
住田町	93	93	100.0	257
遠野市	40	39	97.5	76
合計	13,984	13,184	94.3	31,728

○民間賃貸住宅借り上げによる応急仮設住宅の設置

<根拠、入居資格等>

プレハブ型と同じ

<戸数等>

3,364戸（23.10.28現在）

<月額賃料の目安>

1K（単身）32,000円、2DK（2～3人）48,000円、3LDK（4人以上）69,000円 等

（参考）応急仮設住宅等の入居状況（23.10.28現在）

	応急仮設住宅	民間賃貸住宅	雇用促進住宅	公営住宅等	合 計
戸数	13,184戸	3,364戸	816戸	174戸	17,538戸
人数	31,728名	8,636名	2,530名	512名	43,406名
割合(人数)	73.1%	19.9%	5.8%	1.2%	100.0%

○グループホーム型応急仮設住宅の設置

120戸（陸前高田市20戸、大船渡市10戸、大槌町40戸、山田町50戸）

○住宅の応急修理

<根拠>

災害救助法第23条第1項第6号

<主な入居資格>

- ①住宅が半壊又は大規模半壊の被害を受けた者
- ②応急仮設住宅に入居しない

<所得要件>

大規模半壊又は全壊の住家被害の世帯は所得制限なし。

①世帯年収500万円以下の世帯

②世帯年収が500万円超700万円以下で、かつ世帯主が45歳以上又は要援護世帯

③世帯年収が700万円超800万円以下で、かつ世帯主が60歳以上又は要援護世帯

<対象工事>

屋根等の基本部分、ドア等開口部、上下水道等、トイレ等の衛生設備等日常生活に必要で、緊急に応急修理が必要な個所

<限度額> 1世帯あたり52万円

<申請受付件数>

23.9.9現在 申請受付件数2,792件（完了報告件数1,748件）

○日本赤十字社による家電6点セットの寄贈

<概要等>

海外から日赤に寄贈された「救援金」を財源に、災害救助法に基づく応急仮設住宅（プレハブ型、民間賃貸住宅借り上げ型）または公営住宅に入居する世帯に日赤が家電製品6点セットを寄贈するもの。

<寄贈要件>

応急仮設住宅又はみなし仮設住宅入居者（住家が全焼、全壊又は流失した者）。
半壊世帯や、親類宅に避難した者等は寄贈されない。

<申込先>

市町村

<寄贈物品>

冷蔵庫、洗濯機、炊飯器、電子レンジ、電気ポット、テレビ

<寄贈数>

23.10.26現在 18,321セット

○ 相談・支援体制の構築に向けて

○被災者相談総合窓口の設置

<概要等>

被災者の生活の再建に向けて、被災者からの相談・問い合わせに、一元的かつ柔軟に対応するため、関係機関との緊密な連携のもと、県北・沿岸広域振興局（久慈、宮古、釜石、大船渡）を中心拠点とする「被災者相談支援センター」を開設。

<設置日及び窓口対応時間>

平成23年7月28日（木） 窓口対応時間は平日の9：00～17：00。

<センターの機能>

- ① 被災者に寄添った多様な相談主体との連携・情報共有を県がコーディネート
- ② 振興局相談窓口の充実強化
- ③ 積極的・効果的な情報発信と支援施策の立案

<各センターの名称及び所在地>

センター名称	設置場所
久慈地区被災者相談支援センター	県久慈地区合同庁舎1F
宮古地区被災者相談支援センター	県宮古地区合同庁舎1F
釜石地区被災者相談支援センター	シープラザ釜石2F
大船渡地区被災者相談支援センター	県大船渡地区合同庁舎1F

<サブセンター、出張相談の状況>

◆ サブセンター（常設）

山田町3か所、岩泉町1か所

◆ 出張相談

洋野町、野田村、普代村、田野畠村、大槌町

※ 今後、陸前高田市でも出張相談を検討

<複数の専門家を一同に会した総合相談会>

◆ 9/24（土） 久慈市、野田村

◆ 10/10（月） 花巻市

◆ 11/6（日） 北上市

◆ 11/20（日） 奥州市、田野畠村

○応急仮設住宅への高齢者等サポート拠点の設置

<概要等>

デイルーム、静養コーナー、厨房、浴室、ランドリ、事務室等設備（プレハブ型の応急仮設住宅として設置）

<箇所数等>

17棟設置予定（23.10.26現在）

（宮古市1棟、大船渡市4棟、釜石市4棟、陸前高田市2棟、遠野市1棟、大槌町2棟、山田町1棟、野田村2棟）

※ 遠野市1棟は集会所を活用

○応急仮設住宅への集会場の設置

<概要等>

集会室、多機能トイレ、事務室、台所等設備（プレハブ型の応急仮設住宅として設置）

<設置基準>

50戸以上の応急仮設住宅団地に原則設置（23.10.26現在39か所に設置済、3箇所を追加設置予定）

※ 応急仮設住宅団地の総数は319団地（23.10.26現在）

○応急仮設住宅入居者への支援

1 支援人材の配置

(1) 生活支援相談員の配置

在宅者を含めた被災者の生活再建に向けた各種相談、支援を行うため、市町村社会福祉協議会に生活支援相談員の配置（185人の予定）を進めている。

(2) 仮設住宅団地支援員の配置

市町村に対し、応急仮設住宅団地のコミュニティづくり等の人員配置について、緊急雇用創出事業を活用した民間企業やNPOへの雇用・運営委託スキーム（仮設住宅団地支援員）を提案している。

大船渡市内では、北上市の支援によりこれまでに81名の支援員等を雇用し、9月1日から活動を開始している。

2 コミュニティ形成

- 「応急仮設住宅運営にあたってのガイドライン（第1版）」を取りまとめ、応急仮設住宅設置市町村に提供（平成23年7月4日付け）したほか、支援NPO・NGOに提供了。
- 応急仮設住宅に係る勉強会（テーマ：仮設コミュニティまちづくりなど）を、沿岸広域振興局及び東京大学高齢社会総合研究機構が、これまで3回開催（6/15、7/15、8/17）し、被災市町村及び社会福祉協議会、支援NPOなどと情報交換した。
- 応急仮設住宅団地の生活課題を明確にし効果的な支援を進めていくため、NPO、内閣官房震災ボランティア連携室との共同により、仮設住宅団地周辺環境調査を実施し、市町村及び府内関係課に情報提供（8/5付け）を行った。

第1回調査：（6/18～7/11）約240団地の外観調査

第2回調査：（8/10～9/15）約300団地の外観調査と入居者へのインタビュー

（応急仮設住宅団地における自治会組織状況（23.10.12調べ） （団地）

団地数 ①	自治会組織済み②	地域の自治会に組込み③	組織・組込み済み ④ ②+③)	準備中⑤	(④+⑤) 小計⑥	その他 ①-⑥)
319	163	23	186	127	313	6

※その他6は、グループホーム型により組織無が2、未入居団地が4である。

3 応急仮設住宅の住環境の改善

(1) 応急仮設住宅の追加工事等【県土整備部建築住宅課】

応急仮設住宅の環境改善工事については、建設工事が一段落した7月から順次進めているところ。

(これまでの実施状況)

- ① 団地内の通路の舗装（全団地において実施中（10月末まで））
高齢者等の歩行に配慮し、2m程度の幅で簡易舗装を実施
- ② 手すり・スロープ、畳の設置（希望者に対応）
玄関の段差に対応したスロープ・手すりの設置、カーペット敷きから畳敷きへの変更（1室4.5畳）を実施中（11月末まで）
- ③ 断熱工事（プレハブリースメーカーの住宅（約7,700戸）について実施済）
プレハブリースメーカーの住宅は鉄骨の柱が室内外でむき出しとなっているなど断熱性が低いため、建設工事が一段落した7月から追加で断熱工事を実施。工事の内容は、外壁の断熱材の追加、小屋裏換気扇の設置、窓の二重サッシ化及び玄関の風除室の設置。
なお、配管の凍結防止対策（被覆等）は実施済。また、プレハブリースメーカー以外の住宅については、当初から断熱材を多くし、窓はペアガラスとするなど一定の断熱性を確保済。
- ④ 緑のカーテンの設置（希望者に対応（設置済））
団地内の緑化を目的に、ゴーヤの苗の育成セットを配布しネットを設置。

(今後の実施予定)

- ① 風除室の設置（プレハブリースメーカー以外の住宅について実施（11月末まで））
プレハブリースメーカー以外の住宅（ハウスメーカーの住宅、工務店等の住宅）について、順次風除室の設置工事を実施する。
- ② 遊具等の設置（概ね50戸以上の空きスペースのある団地（11月末まで））
団地のコミュニティ形成を促進するため、ベンチ、プランター及び遊具を団地内の空きスペースに設置。
- ③ その他
グループホーム、サポートセンターの玄関部の囲いなど、要望に応じた改善を実施

(2) 応急仮設住宅のカスタマイズ支援【N G O、復興局生活再建課】

ソフト面での寒さ対策として、以下の取組みを実施。

- ・ 中越地震の際に、応急仮設住宅入居者の生活環境向上を図るとともに、入居者間のコミュニケーションの場とするため、新潟大学岩佐研究室がとりまとめた「仮設のトリセツ」を各入居者に配布。
- ・ 入居者自身が、寒さ対策や結露防止などの冬季対策等を、「安価に」かつ「簡便に」行うことができる仮設住宅のカスタマイズ事例の紹介を行う「仮設住宅カスタマイズ事例見学会」を開催。（10月15日釜石市、11月10~11日大船渡市で実施 11月18日陸前高田市、11月22日宮古市で実施予定）

(3) 応急仮設住宅団地等の除雪対策について【県土整備部道路環境課】

仮設住宅団地へアクセスする道路の除雪については、それぞれの道路管理者（県・市町村）が対応するものであり、県管理道路の除雪については、交通や生活に支障が生じないよう努める。

(4) 暖房器具の提供【市町村・NGO等・県】

① 市町村による暖房器具の設置

これまで、NGO等の支援により、一部市町村の応急仮設住宅及び民間賃貸住宅等の「みなし仮設住宅」に暖房器具が配布されている。

平成23年10月7日付け厚生労働省社会・援護局通知により、応急仮設住宅における暖房器具についても、災害救助法による国庫負担の対象となることが示されたこと。

そのため、地元業者の活用により、被災地域の復興に資するため、応急仮設住宅の附帯設備設置にかかる事務を市町村に委任し、各市町村において設置することとするもの。

※ 対象暖房器具：石油ストーブ(ファンヒーターを含む)、ホットカーペット、電気こたつ

※ 設置にあたっては、気象条件・仮設住宅個別事情を勘案し、各市町村が必要と認めるものを
1つ選択

※ NGO等による仮設住宅が建設された13市町村の暖房器具の設置状況(10/13現在)

	入居戸数	暖房器具提供戸数	設置市町村数
応急仮設住宅	13,099	6,376	10市町村(洋野町、久慈市、野田村、田野畠村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、遠野市、住田町)
みなし仮設住宅	3,044	1,317	8市町村(洋野町、久慈市、野田村、田野畠村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町)
計	16,143	7,693	

② NGO等による暖房器具の設置

県内の民間賃貸住宅等の「みなし仮設住宅」に居住する被災者に対し、NGO法人ジャパン・プラットフォーム及びNPO法人ピースワインズ・ジャパンの支援により、暖房器具を提供することとした。

提供対象は、これまで企業やNGO等から暖房器具の提供を受けていない、20市町村、約3,900戸のみなし仮設住宅(民間賃貸住宅、公営住宅、雇用促進住宅)入居者

③ 応急仮設住宅等における防火対策

10月6日付けで各市町村に対し、入居者本人への注意喚起はもとより、消防署、地域消防団と連携した防火安全対策を推進するなど、地域の実情に応じた防火対策を徹底するよう通知した。

また、現在消火器は、応急仮設住宅1棟に1基設置されているが、増設費用について災害救助費の対象とするよう厚生労働省に協議していたところ、設置してよいとの回答があり、建築住宅課において、全戸に1基設置となるよう追加設置を進める予定。

4 物資配布キャラバンの実施【環境生活部県民くらしの安全課】

いわて産業文化センター(通称アピオ)等に保管されている救援物資のさらなる活用を目的として、被災10市町村の仮設団地入居者・在宅避難者への物資配布キャラバンを実施

日時	9月3日～10月16日 34回
対象市町村 (実施箇所数)	久慈市(1)、野田村(1)、岩泉町(1)、田野畠村(1)、宮古市(1)、山田町(7)、大槌町(5)、釜石市(6)、大船渡市(4)、陸前高田市(7) 延べ33か所(予定)
配布物資	食料品、飲料水、生活・衛生用品、冬物衣料、毛布など

※ 配布場所は各市町村から要望を聞き決定したもの

※ 上記市町村以外は実施希望なし

○ NPO・ボランティアとの連携

1 これまでの取組

(1) 県社会福祉協議会等の取組

- ア 県地域防災計画に基づき岩手県社会福祉協議会に岩手県災害ボランティアセンターを設置するとともに、市町村社会福祉協議会に現地災害ボランティアセンターを設置。
- イ 全国の社会福祉協議会から多くの職員の派遣（最大時には県内外から約100人）を得て活動。

ウ 10月25日現在のボランティア活動延べ人員 285,798人

(2) NPO法人による取組

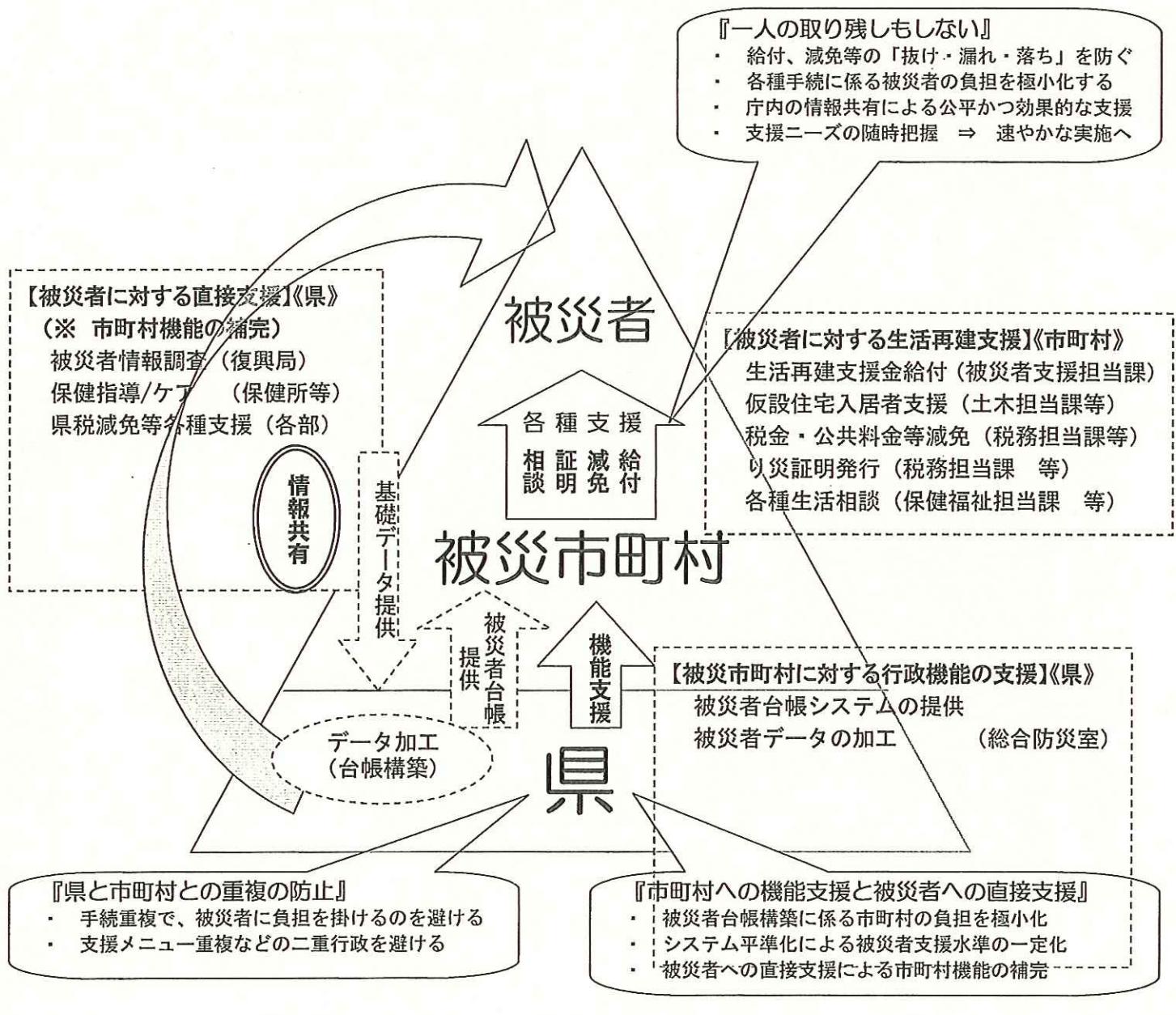
- ア NPO法人によるボランティア活動については、日本の人道支援の仕組みである政府や経済界が支援しているジャパン・プラットフォームに加盟しているNGOから支援物資や人的支援等を得ている。

NPOワールドビジョン・ジャパン、NPOピースウインズ・ジャパン、NPO難民を助ける会、NPOキュオールなど
(ボランティア活動)
NPOジャパン・プラットフォーム、NPOさくらネット、NPO大雪りばーねっとなど

2 今後のNPO・ボランティア等との連携

- (1) 現在、複数のNPO・ボランティアから、①被災者ニーズ聞き取り、病院等への送迎、②コミュニティ機能強化の支援など、様々な提案を受けている。
- (2) 今後も、NPOによる活動や県・市町村社会福祉協議会によるボランティア活動との情報共有・連携を強化し、地域住民が主体となった復興への取り組みを支援していく。

○ 岩手県被災者台帳システムの構築(台帳システムの理念について)



参考 (9/28段階の被災者台帳システム導入状況)

- | | |
|-----------|----------------|
| ◎試験運用開始 | : 大槌町、宮古市 |
| ◎データ登録作業中 | : 久慈市、釜石市、大船渡市 |